



資 循 第 286 号

令和 2 年 9 月 1 日

一般社団法人岩手県産業資源循環協会

会長 濱田 博 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

産業廃棄物処理業における手作業での有価物回収について

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、下記のとおり取扱いを整理しましたので、お知らせします。

記

- 1 手作業での有価物回収を行った者が有価物回収後の残渣を中間処理する場合は、手作業での有価物回収は中間処理の前処理にあたり、産業廃棄物処分業の許可のみで行えること。  
なお、産業廃棄物処分業の許可品目に含まれていないものは取扱うことができないこと。
- 2 以下の場合は積替え保管にあたり、収集運搬業（積替保管有り）の許可が必要であること。
  - ・ 手作業での有価物回収により、全て有価物として回収される場合
  - ・ 手作業での有価物回収を行う者が中間処理を行わずに、他の者に処理を委託する場合
- 3 中間処理の前処理工程を追加しようとする場合は、事前協議が必要であること。  
なお、この通知以前に既に前処理として手作業での有価物回収を行っている場合は、広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）に連絡して現地確認を受けること。

担当 資源循環担当 松本 TEL019-629-5380

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

平成一五年二月一三日 環廃産第九〇一  
二号 各都道府県知事・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長殿 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

標記について、別添のとおり当職あて照会のあったところ、別紙のとおり回答したところであるので了知されたい。

平成一四年一月二一日 産廃第九五五号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長様 千葉県環境生活部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る疑義について(照会)

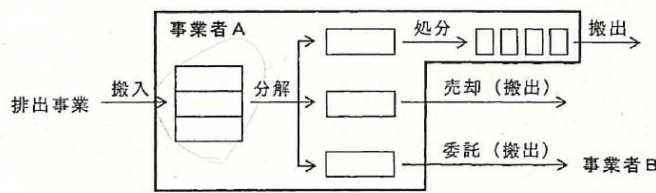
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事項について、別紙のとおり疑義が生じたので御教示くださるようお願いいたします。

1 廃自動車、中古パソコン等の解体

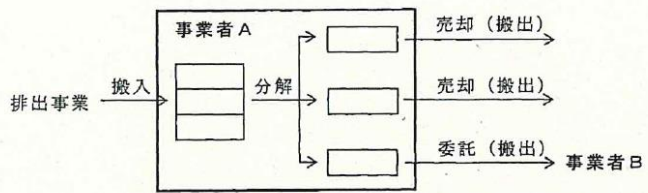
業者に係る許可について

廃自動車、中古パソコン等(以下「廃品」という。)の解体業者は、廃品を次の①②の形態により処分している。

① 排出事業者から廃品を搬入し、分解後、再利用可能な部品を売却残りのうち場内で処分できる部分を中間処分、処分できないものを他者に委託する。



② 分解後、処理施設は一切通さず、すべて売却及び処理委託する。



①については、受託内容たる処分を実施するための前処理として、分解を行い、売却できるものは売却し、自らが処分できないものは事業者Bに委託するものであるが、この場合、事業者Bに委託する廃

棄物についても事業者Aが処分した後の産業廃棄物(中間処理産業廃棄物)との理解で良いか。前記のとおり解される場合、事業者Aは中間処分の許可のみ取得すれば良いか。

②については、分解や選別は「物理的、化学的又は生物学的な手段によって変化を与える行為」には該当しないため処分には当たらず、搬入したものを処分せずすべて搬出しているため、積替・保管を含む収集運搬業の許可のみを取得すれば良いか。

2 混廃の処理に係る許可について  
混廃を搬入し、選別後に一部を処分、残りを売却及び処分委託する場合は、前述1と同様(分解が選別に置き換わるだけ)と考え、中間処分の許可のみで対応できるものと解してよろしいか。

平成一五年二月一三日 環廃産第九〇一  
一号 千葉県環境生活部長殿 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る疑義について(回答)

平成14年12月11日付け産廃第955号をもって御照会のありました標記について下記のとおり回答いたします。

記  
いずれについても貴見のとおり解して差し支えありません。